

三豊市監査委員告示第3号

平成21年度定例監査の結果に関する報告(第3回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年6月27日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 山本 明

三総総 第305号  
平成23年6月15日

三豊市監査委員 糸川 昇 様  
三豊市監査委員 山本 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律67号)第199条第12項の規定により、平成21年度定例監査結果に関する報告(第3回)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

(平成 21 年度定例監査)

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
農業振興課	<p>県営農道事業等において、事業を計画的に執行するために、次年度事業に係る用地取得を当該年度予算で執行しているが、(その買収用地は次年度に県有地として買収される)どのような理由で用地取得したか、取得年度の歳入歳出決算書の財産に関する調書に記載されていない。課内の文書で記載されているのみである。他の用地先行取得方法も含めて、取得した財産の所在・代価を明らかにするよう検討すること。</p> <p>「道路用地は、自治法施行規則第 16 条(決算の調整の様式)備考2で調書に記載することを要しないとなっているが、地方財務実務提要にて、道路予定地として買収した土地は、道路台帳に記載されない限りにおいて財産に関する調書に記載する必要があると解している。」</p>	<p>本件については、県営一般農道財田地区に係る用地取得の案件です。通例、県営事業で行う用地取得については県が行いますが、本件の場合、旧町時代に事業着手の前段でスムーズな事業進捗を図るため、予め財田町(市)が先行取得するという手法をとったものです。</p> <p>ご指摘のように、道路台帳に記載されるまでは財産調書に記載する必要がありますので、今後はこの点に留意して事業執行を行います。</p>